

『県下一斉徴収強化月間』のお知らせ

市税は必ず納期限内に

納めましょう！



すま第14-143号

小松島市では、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るため、徳島県および県内全市町村とともに、毎年11～12月を県下一斉徴収強化月間と定めています。

強化月間中は、納税意識の啓発、納税の推進、悪質な滞納者に対する差押の強化など、滞納の解消に向けた取り組みを一丸となつて行つていきます。

滞納処分(差押)とは？

納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状・催告状を発送します。それでも納付がない場合には、財産調査、給与照会などを行い、差押などの滞納処分を執行します。

※差押は、処分を受ける個人または法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

まずは税務課に早めの納税相談を！

納期限内に納付が困難な理由がある場合には、お早めに市税務課納税担当までご相談ください。

平日、お仕事などで来庁、連絡が困難な方は、延長窓口(事前に電話で予約が必要)、日曜窓口(原則毎月第4日曜日)も実施していますので、ご利用ください。

またこの機会に、便利な口座振替もぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】

市税務課納税担当(市役所1階)
 ☎ 32・3928 / FAX 33・3401
 Mail: nouzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

太陽光発電設備の設置者は償却資産の申告が必要です

法人または個人事業主が設置した太陽光発電設備は、売電をされているかいないかにかかわらず、償却資産の申告が必要です。

※10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となり、申告が必要です。

所有する太陽光発電設備が、償却資産に該当するかの判断が困難な場合や、申告方法などについてご不明な点がありましたら、市税務課固定資産税担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】市税務課固定資産税担当(市役所1階) ☎ 32・2115 / FAX 33・3401
 Mail: koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

【設置者および発電規模別の課税区分】

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
法人・個人事業主	課税対象(申告必要)	課税対象(申告必要)
個人(住宅用)	課税対象(申告必要)	課税対象外(申告不要)

